

医危第2809号
令和4年7月11日

神奈川モデル認定医療機関 院長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

各地域の状況に応じた柔軟な病床確保の運用について（通知）

日頃から本県の感染症対策の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年7月8日付で「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針医療・福祉編 Vol.1」が策定され、従来の病棟単位の病床確保ではなく、病床単位での入院を実施する等、地域の状況に応じて弾力的な病床運用を進めていくこととなりました。

これまでは県の病床確保フェーズ（以下「フェーズ」という。）の変更に伴い、協定に定める各フェーズの病床数の確保を要請させていただいたところですが、上記の弾力的な病床運用を図るため、確保病床について令和4年7月8日から次の取り扱いとしますので、通知します。

○令和4年7月8日以降の確保病床の取扱い

- ・ 感染の拡大等により、当該時点のフェーズの確保病床数では病床が不足する見込みがある場合、あらかじめ県に申し出を行い、承認を得ることにより、県のフェーズ引き上げに先行して、1段階上のフェーズの確保病床数まで病院の判断により即応病床を引き上げていただくことを可能とします。この場合における病床確保料は引き上げ後の即応病床数を上限とします。
- ・ ただし、1段階上のフェーズの確保病床数が現在の確保病床数と同数の場合など1段階上のフェーズの確保病床数でも不足するときは、2段階以上のフェーズの確保病床数までの引き上げを可能とします。
- ・ 県への申し出は kintone での入力によりフェーズ引き上げの前日に行うこととし、入力の翌日から確保病床数を引き上げることとします。なお、確保病床数を当該時点の県のフェーズの数に引き下げる場合も同様とします。
- ・ 頂いた申し出が適正である場合、後日、県から承認する旨を通知します。なお、全県あるいは貴院の入院患者数が増加傾向でない、空床数に余裕があるなど、病床が不足すると考えにくい場合は、承認されないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ この取扱いは病床数の引き上げについてのものであり、各病院の判断により当該時点のフェーズ以下の確保病床数に引き下げることはできません。

具体的な手続きについては、別紙に記載のとおりです。